

**タイトル：原油・飼料・肥料価格高騰対策資金の創設**
**J A名：J Aバンク佐賀**

1 動機 (経緯)	世界的な原油・飼料・肥料価格の高騰により、農家の農業経営が急激な生産費増加を余儀なくされていることから、JAグループ佐賀では生産費抑制対策を打出し、その一環としてJAならびに連合会(信連・JAさが(経済連)・全共連佐賀県本部)が、それぞれ利子補給を行う「原油・飼料・肥料価格高騰対策特別資金」を創設し、農家の経営安定支援を図っています。
2 概要	資金用途：急激な生産費増加に対応する資金(負債整理は除きます) 取扱期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日 基準金利：1.80%(債務者負担0.9%, JA利子補給0.1%, 連合会0.8%) 償還期間：原則10年(JAにより一部異なります) 貸付限度額：農業の業種ごとに異なります 担保・保証：基金協会の債務保証および物的担保
3 成果 (効果)	平成21年12月末取扱実績 件数：424件 残高：1,775百万円
4 今後の 予定(課題)	原油・肥料の価格は落ち着いてきたものの、飼料価格の高止まりと畜産価格の低迷が続いていることから、平成22年4月以降の本資金の取扱継続可否を検討する必要があります。

**JA別 原油・飼料・肥料価格高騰対策特別資金**

平成22年4月31日現在

J A	さが	からつ	伊万里	
資金名	原油・飼料・肥料価格高騰対策特別資金	II(畜産経営)対策特別資金	畜産経営特別対策資金	
対象者	農業を営む者(個人・法人)、但し個人で最終償還時に71歳を越える場合は後継者を連帯債務者とする	農業経営の急激な変化等により、畜産経営が急激に悪化している畜産経営農家で各種基金協会の加入の組合員(個人又は法人)	JA組合員(農業環境の急激な変化等により、農業生産や農業経営に影響を受けた農家)	
融資対象	農業経営を維持するために必要な資金、購買代金については20年4月1日(貸付開始日から対象)	畜産経営するための資金(飼料代及び畜養資金)生活資金を除く	(1)農業経営を維持するために必要な資金 (2)農業生産に必要な運転資金生活資金は除く	
基準金利	1.80%	1.80%	1.80% (6年借見置)	
利子補給率	0.9% (JAさが)	0.9% (JAからつ)	0.9% (JA伊万里)	
償還者金利	0.90%	0.90%	0.90%	
償還期間(借置)	6年以内(1年以内)但し畜産の場合は10年以内	10年以内(3年以内)	10年以内(3年以内)	
貸付限度	貸付対象者を対象とし、次の算式により求めた額を限度とする。 (1)米麦・大豆・鹿肉野菜・果樹・茶 10a当8万円×作付面積(a) (2)施設野菜 10a当8万円×作付面積(a) (3)畜産 ①酪農…1頭当7万円×飼養頭数(頭) ②乳牛…1頭当2万円×飼養頭数(頭) ③肥牛…1頭当8万円×飼養頭数(頭) ④豚…1頭当10万円×飼養頭数(頭) ⑤ア〇〇…1000羽当1万円×年間出荷羽数 ⑥採卵…300羽当1万円×飼養羽数	次の算式により求めた範囲内とする。 酪農…年間飼料代金の200% 畜産…年間飼料代金の200% 果樹…年間飼料代金の200% 鶏…年間飼料代金の200%	飼料所得額の範囲内で最高限度300万円以内(ハウスのみJA農家は特例として500万円以内) 次の算式による飼料未収金を限度とし、2,000万円以内 肥青…常時飼養頭数×15万円 畜産…常時飼養頭数×10万円 果樹…常時飼養頭数×10万円 酪農…常時飼養頭数×10万円 採卵…常時飼養羽数×0.2万円 プロイラー…年間出荷羽数×100円	貸付対象者を対象とし、次の算式により求めた額を限度とする。 (1)米麦・大豆・鹿肉野菜・果樹・茶 10a当8万円×作付面積(a) (2)施設野菜 10a当8万円×作付面積(a) (3)畜産 ①酪農…1頭当7万円×飼養頭数(頭) ②乳牛…1頭当2万円×飼養頭数(頭) ③肥牛…1頭当8万円×飼養頭数(頭) ④豚…1頭当10万円×飼養頭数(頭) ⑤ア〇〇…1000羽当1万円×年間出荷羽数 ⑥採卵…300羽当1万円×飼養羽数
担保	(1)300万円以下：基金協会の債務保証を要する (2)300万円超500万円以下：基金協会の債務保証及び個人(別荘等で収入のあるもの)の連帯保証人1名以上を要する (3)500万円超：①原則として担保を要する。なお担保債務が貸付額に満たない場合は、個人(別荘等で収入のあるもの)の連帯保証人の追加により対応する。 (4)南高支農組合等団体の場合は、原則として役員全員の連帯保証とする。但し構成員が10名を越える場合は、役員若干名とすることが出来る。	必要により要する	必要により要する	原則として担保を要する (1)担保は原則として順1順付 (2)必要により生命共済加入 (3)300万円以下：基金協会の債務保証を要する (4)300万円超500万円以下：基金協会の債務保証及び個人(別荘等で収入のあるもの)の連帯保証人1名以上を要する (5)500万円超：①原則として担保を要する。なお担保債務が貸付額に満たない場合は、個人(別荘等で収入のあるもの)の連帯保証人の追加により対応する。 (6)南高支農組合等団体の場合は、原則として役員全員の連帯保証とする。但し構成員が10名を越える場合は、役員若干名とすることが出来る。
取扱期間	20年10月1日～22年3月末	22年11月22日～22年3月末	22年11月22日～22年3月末	
資金コード	567	00170(月まで00198)	00169	
備考	現在、登録上、基準金利1.39%になっている。(償還者0.9%, 連合会0.9%)	連合会利子補給については未登録(利子補給コード703(期間4月～3月))	連合会利子補給については未登録(利子補給コード703(期間4月～3月))	